

新たな農業政策が始まります！

経営所得安定対策の見直しの方向

＜ポイント＞ 食料自給率・自給力の向上、水田フル活用に向けた施策を充実

同対策の見直しでは、主食用米の消費量の減少傾向をふまえ、需要に見合った生産を推進しながら、水田をフル活用し、食料自給率・自給力の向上を目指します。

具体的には、飼料用米等への数量払の導入や、多収性専用品種への取り組み、加工用米の複数年契約に対する支援拡大など、麦・大豆等を含む水田活用対策を充実します。

現行

新たな経営所得安定対策

主食用米への支援

米の直接支払交付金(1.5万円/10a)

※対象者は、米の生産数量目標(面積換算値)に従って、販売目的で生産する販売農家・集落営農

26年産米から単価を**7,500円/10a**に削減した上で、**29年産までの時限措置(30年産から廃止)**

米価変動補填交付金

当年産の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合に、10aあたり単価でその差額を交付。(農業者の抛出なし)

26年産米から廃止

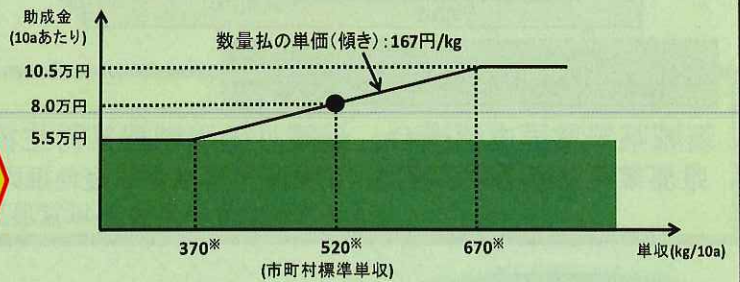
水田フル活用に向けた施策

水田活用の直接支払交付金

①戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a
米粉用米、飼料用米、WCS用稲	8.0万円/10a
そば、なたね、加工用米	2.0万円/10a

①飼料用米・米粉用米に数量払を導入(上限10.5万円/10a)



②産地資金

地域の実情に即して、麦・大豆等の戦略作物助成の対象作物の生産性向上等の取り組み、地域振興作物や備蓄米の生産の取り組み等を支援

②産地資金を「**産地交付金**」に名称変更し、飼料用米・米粉用米において多収性専用品種への取り組み、加工用米の複数年契約(3年間)の取り組みに対し、**1.2万円/10a**を交付

※は県平均の年平均単収に基づく数値であり、各地域への適用に当たっては、市町村標準単収を適用します。

【参考】10aあたりの主食用米と飼料用米の収入イメージ(試算) (単位:円)

		主食用米	飼料用米
収量(kg/10a)	①	520	600
価格(円/kg)	②	200	15
販売代金	③=①×②	104,000	9,000
助成金	米の直接支払交付金	④	7,500
	水田活用の直接支払交付金	⑤	93,360
	産地交付金(専用品種)	⑥	12,000
	〃(県)	⑦	10,000
	〃(市町村)	⑧	※ ²
	市町村単独助成	⑨	※ ²
	小計	⑩=④~⑨計	7,500
	合計	③+⑩	111,500
			124,360

※ 上記の比較表では、主食用米は生産調整達成者を前提に算出し、飼料用米の収量600kg/10aは、生産技術の向上を前提に算出。

※² ⑧産地交付金(市町村)及び⑨市町村単独助成は考慮していない。

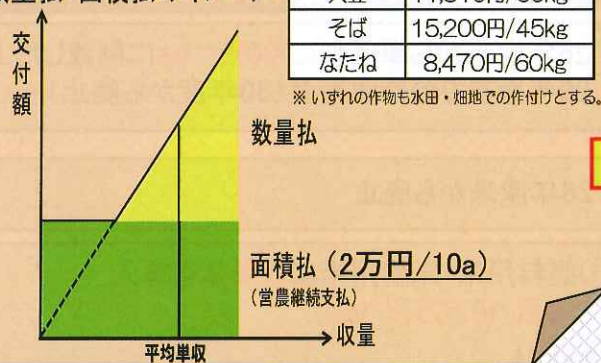
現行

収入減少影響緩和交付金(ナラシ)
 当年産収入額が標準的収入額を下回った場合、その差額の9割を補填。
 対象者: 認定農業者・集落営農(規模要件あり)
 拠出金: 農業者1:国3の割合で拠出

畑作物の直接支払交付金(ゲタ)

対象作物	平均交付単価
小麦	6,360円/60kg
二条大麦	5,330円/50kg
六条大麦	5,510円/50kg
はだか麦	7,620円/60kg
大豆	11,310円/60kg
そば	15,200円/45kg
なたね	8,470円/60kg

数量払・面積払のイメージ



新たな経営所得安定対策

- ①26年産は現行通り実施
- ②27年産からは法改正し、**認定農業者・集落営農・認定就農者が対象**。(規模要件は課さない)
- ③26年産に限り、米の直接支払交付金の加入者のうちナラシ対策非加入者に対する影響緩和対策(※)を実施(※)26年度のナラシ対策で米の補填が行われる場合に国費分相当の5割を交付する。(農業者の拠出はなし)

- ①26年産は現行通り全ての販売農家・集落営農が対象
- ②27年産からは法改正し、**認定農業者・集落営農・認定就農者が対象**。(規模要件は課さない)
- ③26年産から単価を見直し

1. **数量払**
 右の表を参照(そばについて、26年産は、未検査品は対象外)
2. **営農継続支払**
2万円/10a
 (そばは、**1.3万円/10a**)

区分	見直し後の平均交付単価
小麦	6,320円/60kg (▲40円)
二条大麦	5,130円/50kg (▲200円)
六条大麦	5,490円/50kg (▲20円)
はだか麦	7,380円/60kg (▲240円)
大豆	11,660円/60kg (+350円)
そば	13,030円/45kg (▲2,170円)
なたね	9,640円/60kg (+1,170円)

【お問い合わせ先】

茨城県農業再生協議会、最寄りの地域農業再生協議会にお問い合わせください。
 県農業再生協議会事務局 (茨城県 農林水産部 産地振興課 : 029-301-3921)
 (JA茨城県中央会 県営農支援センター : 029-232-2115)

参考

日本型直接支払制度の創設

<ポイント> 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための新たな直接支払制度を創設
 地域内の農業者が共同で取り組む地域活動(活動組織を作り、構造変化に対応した維持管理の目標を含む協定を市町村と締結)を支援します。

現行

・農地・水保全管理支払
 地域住民を含む活動組織により農地周りの水路等国民共通の社会資本を保全管理するコストを支援
 <共同活動支援交付金>

(円/10a)		
田	畑	草地
4,400	2,800	400

・中山間地域等直接支払
 中山間地域等の条件不利地域と平地とのコスト差を補正

・環境保全型農業直接支援
 環境保全効果の高い営農活動を行うことにより生じる追加的コストを支援

日本型直接支払制度(多面的機能支払)の創設

・新たに「**農地維持支払**」を創設
 農業者等で構成される活動組織で行う水路の泥上げや農道の草刈り等の地域資源の基礎的保全活動を支援
 (円/10a)

田	畑	草地
3,000	2,000	250

・現行の農地・水保全管理支払を「**資源向上支払**」として組み換え・名称変更
 地域住民を含む活動組織が行う施設の軽微な補修や農村環境保全活動の幅広い展開等を支援
 (円/10a)

田	畑	草地
2,400	1,440	240

・中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支援については、**基本的枠組みを維持**

制度の詳しいお問い合わせは、関東農政局までお問い合わせください。

(水戸地域センター : 029-221-2186、土浦地域センター : 029-843-6893)